

公立大学法人名古屋市立大学
令和 5 年度 年度計画

公立大学法人名古屋市立大学

目次

I	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置.....	3
第1	教育に関する目標を達成するための措置	
1	教育の内容及び教育の成果に関する目標を達成するための措置	
2	教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	
3	学生への支援に関する目標を達成するための措置	
第2	研究に関する目標を達成するための措置	
1	研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	
2	研究の推進に関する目標を達成するための措置	
第3	社会貢献に関する目標を達成するための措置	
1	地域貢献に関する目標を達成するための措置	
2	産学官連携に関する目標を達成するための措置	
第4	国際化に関する目標を達成するための措置	
第5	附属病院に関する目標を達成するための措置	
II	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置.....	7
第1	組織運営の改善に関する目標を達成するための措置	
第2	事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	
III	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置.....	7
第1	財務にかかわる基本的考え方に関する目標を達成するための措置	
第2	自己財源の確保及び経費の抑制に関する目標を達成するための措置	
第3	資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	
IV	自己点検・評価、情報の提供等に関する目標を達成するためにとるべき措置.....	8
第1	評価の充実に関する目標を達成するための措置	
第2	広報・情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	
V	その他の業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置.....	8
第1	施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	
第2	環境配慮、安全管理等に関する目標を達成するための措置	
第3	コンプライアンスの推進に関する目標を達成するための措置	
VI	予算、収支計画及び資金計画.....	10
1	予算	
2	収支計画	
3	資金計画	
VII	短期借入金の限度額.....	12
1	限度額	
2	想定される理由	
VIII	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画.....	12
IX	剰余金の使途.....	12
X	公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則で定める事項.....	13
1	施設・設備に関する計画	
2	積立金の使途	

※太字、下線のある年度計画は、当該年度における重点項目である。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

第1 教育に関する目標を達成するための措置

1 教育の内容及び教育の成果に関する目標を達成するための措置

(1) 学士課程

〔1〕 教学マネジメント基本方針に基づき、成績評価基準の記述を改め学生に明示するほか、遠隔授業の教育効果の向上等に取り組む。

〔2〕 教養教育語学カリキュラムの検証を行うとともに、オンラインの活用などによる学習支援環境を充実させる。

(医学部)

〔3〕 医学教育分野別認証評価の結果を踏まえ、教育内容の改善を行うとともに、新医学教育モデル・コアカリキュラム改訂に準拠したカリキュラム内容の改定を進める。

(薬学部)

〔4〕 学生による自己評価および授業評価をもとにさらなる授業改善を行う。また、附属病院群における、より効果的な薬学実務実習の実施に向けて取り組む。

(経済学部)

〔5〕 情報教育を強化するため、引き続き情報教育プログラムを実施するとともに改善を行う。

(人文社会学部)

〔6〕 令和4年度から開始した新カリキュラムを着実に実施するとともに、検証を行う。

(芸術工学部)

〔7〕 DX教育機器を用いた実習科目を充実させるほか、産業界と連携して社会課題をテーマにした実習課題を設定する。

(看護学部)

〔8〕 附属5病院における卒前教育および事業全体評価を行うとともに、改正カリキュラムの完成年度に向けた形成評価を実施する。また、定員増を踏まえた教育体制や学習環境を引き続き整備する。分野別認証評価の受審について方針を決定する。

(総合生命理学部)

〔9〕 卒業研究における発表形式、評価方法や指導方法の改善を進める。また、学部設置から4年間の学部教育の検証を踏まえて改訂したカリキュラムを実施する。

(データサイエンス学部)

〔10〕 第一期入学生を迎え入れ、全学教養教育の他、名古屋市や企業などの学外諸団体および学内各部局との連携を踏まえながら、データサイエンスの基礎的教育を実施する。

(2) 大学院課程

(大学院教育の質の確保)

〔11〕 教育内容の点検を引き続き実施するほか、多様なキャリアパスを意識した教育の実施により、大学院教育の質の向上を目指す。

(高い専門性を持った研究者や高度専門職業人の育成)

〔12〕 より高い専門性を持った研究者や高度専門職業人を育成する。

(大学院教育の国際化の一層の推進)

〔13〕 継続して海外協定校との研究交流を行うとともに、さらなる大学院の国際化を進める。

(学際的視点を備えた人材の育成)

〔14〕 学内外の単位互換を引き続き実施するとともに研究科間、学外との連携により、学際的教育を推進する。

(3) 入学者選抜

(学部入試)

〔15〕 入試結果の分析及び入学者の追跡調査による検証を行い、令和6年度に実施する入試について方法等を改善する。

(大学院入試)

〔16〕 学力等の質を維持しつつ適正な入学定員充足率を確保するため、広報に積極的に取り組むとともに、入試結果の分析・検証を行い、令和6年度に実施する入試について方法等を改善する。

2 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

(1) 教育実施体制

〔17〕 カリキュラム改正を行った一般教養科目について検証を行う。

〔18〕 医薬学総合研究院において、共同研究・教育を推進する。また、経済的支援とキャリアパス支援により、博士課程に進学する優秀な人材の確保を図る。

〔19〕 都市政策研究センターと大学院都市政策コースとの連携深化をふまえ、同センターへの大学院生の多様な参加のかたちを検討・構築する。

〔20〕 実務家教員養成プログラムの受講生を受け入れるとともに、修了生が活躍する機会を提供する。

〔21〕 データサイエンス学部の設置を活かし、全学向けに新たな科目を開講するなど、全学データサイエンス教育を展開する。

(2) 教育環境

〔22〕 魅力ある大学施設を実現するため、基本計画に基づき、施設整備に向けた設計を行う。

〔23〕 全学的なICT環境調査を行い、整備にかかる設置・更新計画を策定する。

(3) 教育の質の改善のためのシステム

〔24〕 FD・SD活動の効果的な実施に向けて取り組む。

3 学生への支援に関する目標を達成するための措置

〔25〕 多様な学生からのニーズに応じたサポート体制の充実を図るとともに、経済的支援について国の動向を踏まえて検討し、必要な支援を実施する。

- 〔26〕 社会情勢や就職活動時期の変更などの動向を踏まえ、低年次向け支援を含めた適切かつ有効な支援を検討し、実施する。
- 〔27〕 自主的な社会貢献活動を促進するため、顕著な活動について表彰し、SNS等による広報を行うほか、学内外において活動を行っている団体相互の連携強化を図る。

第2 研究に関する目標を達成するための措置

1 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の水準

- 〔28〕 本学の強みとなる研究分野の成果と研究拠点化の検証を行うとともに、国等の支援事業申請に向けた取り組みを行う。

(2) 研究成果の発信と還元

- 〔29〕 社会ニーズの高い研究を推進し、その研究成果を論文はじめ、様々な情報媒体を活用して社会へ発信・還元する。

2 研究の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 研究活動の推進

- 〔30〕 国等の拠点形成型の大型競争的資金及び科学研究費助成事業への申請支援を行うとともに、検証結果を踏まえ、より効果的な支援につなげる。

(2) 研究基盤の強化

- 〔31〕 戦略的に研究機器の整備を進めるとともに、学内外の共同利用を推進するなど、研究環境の充実を図る。

(3) 研究費の戦略的配分

- 〔32〕 研究関連経費を戦略的に配分し、最先端研究の活性化の促進や社会ニーズの高い学際的研究を支援するとともに、研究費全般の有効性を検証する。また、国等の大型競争的資金を獲得した研究者にインセンティブを与える。

(4) 次世代を担う若手教員・女性教員の研究支援

- 〔33〕 若手教員・女性教員からの意見を反映した研究支援施策を実施するなどの支援を行う。また、若手教員・女性教員の研究支援について検証し、支援策の充実に取り組む。

第3 社会貢献に関する目標を達成するための措置

1 地域貢献に関する目標を達成するための措置

- 〔34〕 魅力的な公開講座の企画・運営、書籍出版、積極的な情報発信など社会貢献活動を推進するとともに、より効果的な社会貢献推進策の構築に取り組む。
- 〔35〕 地域の中学生、高校生等に対して提供する、大学における高度な教育・研究に触れる機会について、継続的に実施するとともにその成果を検証する。

2 産学官連携に関する目標を達成するための措置

〔36〕 研究成果の活用を図るため技術移転活動を推進する。また、検証結果を踏まえて産学官連携推進活動のより効果的な取り組みにつなげる。

〔37〕 発明導出の強化、知的財産の保護・活用により産学連携を推進する。また、大学発ベンチャー創出を促すため、外部機関と連携し、事業育成体制を構築する。

第4 国際化に関する目標を達成するための措置

〔38〕 新規の拠点校の設置に取り組むとともに、国際化基本方針を検証し、新たな方針を策定する。

〔39〕 自己啓発支援制度により、職員の語学能力向上につながる機会を拡充する。

〔40〕 留学生宿舍の補修を行うとともに、今後の在り方について調査の上、方向性を打ち出す。

〔41〕 協定校・拠点校との関係を強化して説明会を開催するとともに、派遣プログラムの充実をはかる。

〔42〕 特別研究奨励費の活用により、国際シンポジウム等への支援を行うとともに、海外研究者との共同研究を促進する。併せて、当該活動及びその支援について検証し、研究のさらなる国際化のための方針を策定する。

〔43〕 多文化共生の推進に係る地域貢献の機会の提供、情報発信を行うとともに、地域の国際化、多文化共生推進への寄与のあり方を検証し、新たな方針に反映する。

第5 附属病院に関する目標を達成するための措置

〔44〕 医療を取り巻く環境の変化を見据え、各病院の特長を踏まえるとともに、経営状況に鑑みつつ体制の整備と、設備機器及び医療機器の更新を計画的に進める。また、令和6年度の更新計画を策定する。

〔45〕 東部医療センターは、感染症拡大の場合において、必要かつ適切な対応を行う。西部医療センターは、がん患者の治療の選択を拡大させる陽子線治療を提供するとともに、セミナー開催・広報紙発行等による広報活動に努め利用促進を図る。みどり市民病院は、健康長寿に資する地域の健康づくりの支援を行う。みらい光生病院は、診療科が連携して横断的な診療を行う外来診療体制を整え、地域医療機関との円滑な連携を図る。

〔46〕 救急、高度・専門医療などの病院の特長を踏まえた医療事故の予防策の検討や情報共有を推進する。市大病院は、医療の質を高めるための臨床指標策定と評価を実施していく。東部・西部医療センター、みどり市民病院及びみらい光生病院は、特定機能病院に準じた仕組みづくりに取り組む。

〔47〕 附属病院群が連携し、質の高い臨床研究実施に向け、体制強化、教育、臨床研究支援、先進医療、患者申し出療養、新規企業治験の実施及び臨床研究に活用するための医療ビッグデータの構築に向けた課題整理を行う。

〔48〕 行政や支援機関と協力し、研修会の開催、企業や研究者が行う医療現場の情報収集支援、医療従事者のニーズシーズ発掘、ニーズや活動内容の外部への情報発信などを

通じて企業及び医療従事者の機器開発及び補助金申請を支援する。

〔49〕 外国人患者の動向を踏まえつつ、より医療が受けやすい環境を継続的に整備していく。

〔50〕 市大病院は、救急・災害医療センター（仮称）の整備工事を令和7年度開棟に向けて行っていく。東部医療センターは救命救急センターとして、重篤かつ緊急性の高い救急患者をさらに受け入れていく。西部医療センターは、内科を中心に小児科・産婦人科等の二次救急医療を実施するとともに、心肺機能停止患者の救急受け入れに向けた取り組みを進める。みどり市民病院は、救急搬送患者の初期対応に取り組むとともに、二次救急医療を実施する。

〔51〕 在宅医療・介護と連携し地域包括ケアシステムの運用に向けた多職種を対象にした研修会を実施する。また、東部・西部医療センターは、地域医療支援病院として在宅医療・介護連携を支える後方支援の役割を果たし、地域の医療レベルの向上に努める。みどり市民病院及びみらい光生病院は、地域包括ケア病棟・回復期リハビリテーション病棟からの在宅復帰を目指すことで、地域包括ケアシステムに貢献していく。

〔52〕 医学部附属病院群が連携した人材育成に資する事業を計画的に展開する。

〔53〕 診療報酬に関する新たな届出を行う等により、さらなる収益の向上を図る。また、医薬品や医療材料、試薬の価格交渉、共同購入等をはじめとする経費削減策を実施する。

〔54〕 各病院において、経営改善策を検討する会議を開催し、その検討・実施内容を附属病院群で共有し、さらなる経営改善につなげる。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

第1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

〔55〕 大学病院化に伴う新組織の効果検証を行い、より効率的・効果的な運営体制や全学的な重要課題に対応するための教職員体制の構築に取り組む。

〔56〕 優秀な人材の採用確保及びそれぞれの職位からのキャリアアップを促進するとともに、職員の能力向上に資する取り組みを推進する。

第2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

〔57〕 業務の合理化、省力化、定型業務の自動化に向けた取り組みを拡充し、組織的に実施するとともに、職員のスキルアップの機会を設ける。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

第1 財務にかかわる基本的考え方に関する目標を達成するための措置

〔58〕 第三期中期計画で新しく設定した財務関係指標について、予算・決算を説明する際に分析結果を示し、学内の各種会議等を通じて全学的に共有を図る。

〔59〕 月次決算について、前年度比較も含めた分析を行うとともに、契約業務の適切な実

施等を目的とした職員研修を定期的に開催する。

第2 自己財源の確保及び経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 〔60〕 実習関連経費について、受益者負担の観点に立った自己負担化を進める。
- 〔61〕 自己収入を向上させるため、施設の有償貸出しの利用促進を図る。
- 〔62〕 各同窓会と連携をとり、同窓生に寄附を働きかけるとともに、イベント開催時に保護者や市民向けにパンフレットを配布するなど、寄附の獲得に取り組む。
- 〔63〕 業務委託の集約化等、費用対効果の観点からさらなる業務の見直しを進める。

第3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 〔64〕 施設一時貸付について、貸付料金の改定を行うなど、効果的な資産の活用を進める。

IV 自己点検・評価、情報の提供等に関する目標を達成するためにとるべき措置

第1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 〔65〕 法人評価、認証評価の結果を踏まえ、第四期中期計画を策定する。併せて、認証評価を通じて認識した課題の改善に取り組む。

第2 広報・情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 〔66〕 8学部5病院を有する本学の特長をPRするとともに、適切かつ有効なメディアを活用し、大学広報を推進する。

V その他の業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

第1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- 〔67〕 滝子・田辺通キャンパスにおける施設整備に向けた設計を行うとともに、老朽化施設・設備に対処する修繕・更新工事等を行う。

第2 環境配慮、安全管理等に関する目標を達成するための措置

- 〔68〕 環境憲章で定めた、人材育成や省エネなど7つの基本方針の実現のため、基本方針の各項目について策定したアクションプランに取り組む。
- 〔69〕 業務継続計画のブラッシュアップにより危機管理体制を強化するとともに、定期的な防災訓練・講習等の実施により、防災意識の向上や学内の安全管理対策の強化を図る。
- 〔70〕 安心・安全な情報環境を維持するため、事務系ネットワーク機器を更新する。
- 〔71〕 教職員・学生を対象としたハラスメントに関する研修や啓発活動を実施するなど、ハラスメント防止への意識を向上させることにより、就業・就学環境の改善を促進する。
- 〔72〕 子育てや介護を抱える教職員の就業環境の整備を進めるとともに、上位職における女性教職員の割合を高めるための取り組みを行う。

第3 コンプライアンスの推進に関する目標を達成するための措置

- 〔73〕 各種研修を通じて、教職員のコンプライアンス意識を醸成する。また、内部統制システムの適切な運用、内部監査の適切な実施とともに、内部統制の運用状況及び監査結果等を踏まえ、改善のための対策及び措置を行う。

Ⅵ 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

令和5年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	13,738
自己収入	77,383
授業料、入学金及び検定料収入	2,886
附属病院収入	71,867
雑収入	2,630
施設整備費等補助金等	4,664
長期借入金収入	3,945
受託研究収入等	3,027
目的積立金取崩等	507
計	103,263
支出	
業務費	88,163
教育研究経費	2,911
診療経費	40,860
人件費	44,392
一般管理費	1,176
施設整備費	8,301
長期借入金償還金	2,130
受託研究費等	3,027
計	102,796

※計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しない場合がある。

2 収支計画

令和5年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	95,840
経常費用	95,840
業務費	89,017
教育研究経費	3,186
診療経費	39,315
受託研究費等	1,838
人件費	44,678
一般管理費	1,253
施設整備費	229
財務費用	52
減価償却費	5,288
臨時損失	0
収入の部	109,453
経常収益	94,793
運営費交付金収益	13,738
授業料等収益	3,078
附属病院収益	71,867
受託研究収益等	2,831
施設費収益	13
雑益	3,169
資産見返負債戻入	97
臨時利益	14,660
資産見返負債戻入	13,468
物品受増益	1,192
純利益	13,613
目的積立金取崩益等	203
総利益	13,816

※計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しない場合がある。

3 資金計画

令和5年度 資金計画

(単位:百万円)	
区 分	金 額
資金支出	102,796
業務活動による支出	90,628
投資活動による支出	10,039
財務活動による支出	2,130
資金収入	103,263
業務活動による収入	94,653
運営費交付金による収入	13,738
授業料、入学金及び検定料による収入	2,886
附属病院収入	71,867
受託研究収入等	3,027
その他の収入	2,629
目的積立金取崩等収入	507
投資活動による収入	4,664
財務活動による収入	3,946

※計数については、それぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計と合致しない場合がある。

Ⅶ 短期借入金の限度額

1 限度額

30 億円

2 想定される理由

運営費交付金の交付時期と資金需要の期間差及び事故の発生等により、緊急に必要な対策費として借り入れすること。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

Ⅸ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。

X 公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則で定める事項

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・ 設備の更新 ・ 老朽化した施設の改修等 ・ 施設の有効活用のための改修 ・ 救命救急センター・災害拠点病院としての機能強化 ・ 医療機器の更新	総額 8,302	運営費交付金 (300) 施設整備費等補助金等 (4,055) 長期借入金収入 (3,945) 診療収入 (2)

2 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。